

ASEAN地域に対するWIPOの取り組み

WIPO日本事務所 所長 夏目 健一郎

WIPO日本事務所 カウンセラー 岡本 正紀

抄録

日本国特許庁は2012年2月に日ASEAN特許庁長官会合という新たな定期会合の枠組を設け、採択された日ASEAN知的財産権アクションプランに基づき、ASEAN各国に対する知的財産分野における協力を加速させています。そこで、本稿ではASEAN地域に対する世界知的所有権機関の取り組みについての考察を通じ、ASEAN地域を含むアジア太平洋地域において、日本国特許庁、WIPO本部、WIPO日本事務所が協働してジャパンファンドを活用した途上国支援事業を推進している様子などを紹介します。

1. はじめに

本稿ではASEAN地域に対する世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization：WIPO）の取り組みについて紹介させていただきます。最初に、WIPOとWIPO日本事務所の歴史や活動内容などについて簡単に触れ、その後に、ASEAN地域に対するWIPOの取り組みについて考察を行い、最後にジャパンファンドを活用した支援事業を中心に、ASEAN地域に対するWIPO日本事務所の取り組みについて紹介します。なお、本稿は筆者らの個人的見解を示すものであり、WIPO等の公式見解を反映しているものではありません。

2. WIPOの概要

WIPOのルーツは「工業所有権の保護に関するパリ条約」が成立した1883年まで遡ることができます。このパリ条約と、1886年に成立した「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」を管理する機関として、1893年にWIPOの前身となる知的所有権保護合同国際事務局（BIRPI¹⁾）が設立されました。1967年の「世界知的所有権機関を設立する条約」²⁾の効力発生により1970年にWIPOが設立され、1974年にWIPOは国連の14番目の専門機

関となりました。つまり、WIPO自体の歴史は40年程度とそれほど長くはないものの、その前身であるBIRPIを含めれば100年以上の歴史を持つ国際機関であると言えます。WIPOでは世界110カ国から約1300名の職員が勤務しています³⁾。現在、加盟国数は186カ国⁴⁾に達し、管理する条約数も26⁵⁾に増え、WIPOは知的財産分野における国連の専門機関として重要な役割を担っています。



WIPO本部

1) 知的所有権保護合同国際事務局の英語表記は「The United International Bureaux for the Protection of Intellectual Property」であるが、仏語表記「Bureaux Internationaux Réunis pour la Protection de la Propriété Intellectuelle」の頭文字をとってBIRPIと表記されることが多い。

2) http://www.wipo.int/treaties/en/text.jsp?file_id=283854, http://www.jpo.go.jp/shiryoku/s_sonota/fips/wipo/cew/mokuji.htm

3) WIPO文書 CC/67/2

4) <http://www.wipo.int/members/en/>

5) WIPOが管理している条約の詳細については<http://www.wipo.int/treaties/en/index.jsp>を参照。なお、3つの条約については他の国際機関と共同で管理している。

特許懇誌の読者の多くは、「WIPO」と聞いて最初に思い浮かべるのは、特許協力条約 (Patent Cooperation Treaty : PCT) に基づく国際出願制度 (PCT制度) や、マドリッド協定議定書に基づく国際出願登録制度 (マドリッド制度) についてではないでしょうか。これらの制度の運営がWIPOの主要業務の一つであることは論を俟ちませんが、WIPOのミッションはそれらに限られません。

WIPOのミッションは、効果的でバランスの取れた国際知的財産制度 (International intellectual property system) を通じてイノベーションや創造性を促進し、すべての国の経済、社会、文化の発展に貢献することであり、WIPOは以下のことに取り組んでいます。

- (1) 発明、商標、工業デザインや原産地名称に関する国際的な保護を容易にしたり、知的財産を巡る個別の紛争を解決するための制度の運営。
- (2) 社会の発展に伴って生じた新たなニーズに対応するために必要となった知的財産に関する国際的な法的枠組みの構築の支援。
- (3) 知的財産に関する情報へのアクセスを容易にするためのネットワークやデータベースの構築。
- (4) 途上国への支援 (知的財産を経済発展に活用するための能力開発)。

上記以外に、加盟国や関係団体と協力して知的財産に関する様々な普及啓発活動を行ったり、知的財産に関する各種統計情報を提供することもWIPOの重要な業務の一つです。最近では、国連の専門機関であるという立場から、気候変動、公衆衛生、食料安全保障 (Food security) という3つの世界的な問題の解決に知的財産が貢献できるような仕組みづくりにも積極的に取り組んでいます。

これらWIPOとしてのミッションを確実に達成するために、WIPOは以下に示す9つの戦略目標を定めています。

1. IPのための国際的な基準策定の枠組みのバランスの取れた発展
2. 一流グローバルIPサービスの提供
3. 開発に向けたIP活用の促進
4. グローバルなIPインフラの調整と開発
5. IP情報と分析の世界的な情報源
6. IPに対する尊重を確立するための国際協力
7. グローバルな政策課題に関連したIPへの取り組み
8. WIPOとその加盟国およびすべての利害関係者との

間における迅速な情報連絡のインターフェイス
9. WIPOがプログラムを遂行するために効率的な事務的・財務的サポート体制

ここまでの説明で、WIPOの役割が多岐にわたることを理解していただけただかと思えます。次に、筆者らが勤務しているWIPO日本事務所についても簡単に紹介させていただきます。

3. WIPO日本事務所について

PCT制度やマドリッド制度においてWIPOが国際事務局としての役割を担っていることなどから、WIPOがスイスのジュネーブにあることは知的財産に携わる多くの方々に知られています。一方で、WIPOに外部事務所 (External Office)⁶⁾が存在することを知っている方は、まだそれほど多くはありません。

現在、米国(ニューヨーク)、シンガポール、日本(東京)及び、ブラジル(リオデジャネイロ)の4カ所にWIPOの外部事務所が設置されています⁷⁾。ただし、米国事務所は、国連本部とWIPO間の連絡を円滑にするリエイゾンオフィスとしての役割も担っているため、他の外部事務所とは若干異なる存在となっています。過去には、ベルギー(ブリュッセル)や米国(ワシントンDC)にもWIPOの外部事務所が設置されていましたが、両事務所とも2008年に閉鎖されています。

2005年9月のWIPO加盟国総会において、途上国の経済発展に関する国連のシンクタンク的な機能を有する国連大学と知的財産の国連専門機関であるWIPOとが互いの長所を生かし、知的財産に関する新たな問題について連携して研究を行うための拠点とすべく、日本国政府からWIPOの外部事務所の誘致が提案され、この提案が全加盟国によって了承されたのを受け、WIPO日本事務所 (The WIPO Japan Office : WJO)⁸⁾は開設されました。当初のWJOのミッションが国連大学と共同で知的財産に関する調査研究を行うことであったため、WJOは国連大学本部ビル(青山)内に設置されていました。

その後、次第にWJOの活動範囲は拡大し、その活動内容も多岐にわたるようになったため、2012年1月、オフィスの拡張に伴い、WIPOが提供する各種サービスの利用者である企業や特許事務所からのアクセスが良く、かつ、相互協力関係にある日本国特許庁を含めた日本国政府機関からも近い霞が関へとWJOは移転しました。現在、WJOに

6) <http://www.wipo.int/about-wipo/en/offices>

7) WIPOでは外部事務所の設置国の拡大が検討されている。新たに創設される外部事務所の設置国としては、中国、ロシア、アフリカ等が挙げられている。

8) <http://www.wipo.int/about-wipo/ja/offices/japan>

は我々を含む6名のスタッフが勤務しており、以下に示す7つの項目がWJOの主な業務となっています。

- (1) WIPOが提供する各種サービス（PCT制度やマドリッド制度など）のプロモーション活動を行うこと。
- (2) PCT制度、マドリッド制度、特許情報データベースサービス（PATENTSCOPE）や仲裁・調整サービス等を利用するユーザにサポート情報等を提供すること。
- (3) 日本産業界と連携してWIPOグリーン（WIPO GREEN）⁹⁾やWIPOリサーチ（WIPO Re:Search）¹⁰⁾といったグローバルな政策課題に取り組むプロジェクトのプロモ-



WJOがオフィスを構えるビル



WJOのエントランスと岩橋事務補佐官

- ションを行うこと。
- (4) 日本国政府及びWIPO本部との調整などを通じて、ジャパンファンドを活用した各種支援事業をサポートすること。
- (5) 日本にある他の国連機関と協力してアウトリーチ活動を行うこと。
- (6) 日本が有する知的財産の活用等に関する経験の共有化を図るために、日本の知的財産専門家とWIPO本部間との調整を行うこと。
- (7) 24時間サービス（Round-the-Clock service）を提供すること。



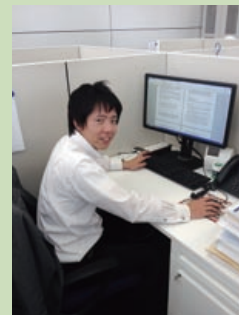
アウトリーチ活動の一環としてグローバル・フェスタに出展。左から、筆者（岡本）、大塚コンサルタント、筆者（夏目）。



アウトリーチ活動の一環としてTICAD（アフリカ開発会議）に出展。左からアッシャー研究員、アマリ研究員、筆者（夏目）。

Round-the-Clock service とは

WIPOは2012年5月17日から、24時間体制のカスタマーサービスプログラムを試行的に運用しています。WJOは日本時間の午前9時30分から12時（ジュネーブ時間の午前2時30分から5時）までを担当しており、この時間帯にWIPO本部に対する問い合わせの電話があった場合には、その電話は自動的にWJOに転送されます。日本国内からの問い合わせのみならず、東京との時差が小さい国々（オーストラリア、ニュージーランド、中国、韓国、シンガポールなど）から寄せられる問い合わせにも対応しています。



マドリッド制度に関する問い合わせを一手に引き受ける大塚コンサルタント（日本国特許庁からの国際派遣者）

9) <https://www3.wipo.int/wipogreen/en/about>

10) <http://www.wipo.int/research/en>

このように、WJOはWIPOのサービスセンターとしての役割を果たすとともに、事務所の所在地が東京であることを活かした様々な活動を行っています。事務所が東京にあるとはいえ、国連機関の外部事務所であることに変わりはないため、WJO内のミーティングやWIPO本部との調整など、多くの業務は英語を用いて行われています。以降では、本稿の主題となっているASEAN地域に対するWIPOの取り組みについて考察します。

4. ASEAN地域に対するWIPOの取り組み

2013年6月に公表された知的財産推進計画2013や知的財産政策ビジョンの内容からは、日本国政府がASEAN地域における知的財産の制度の基盤整備に重点を置いていることが読み取れます。日本国特許庁が2012年2月に日ASEAN特許庁長官会合という新たな定期会合の枠組を設け、採択された日ASEAN知的財産権アクションプランに基づき、ASEAN各国に対する知的財産分野における協力を加速させているのも、日本国政府がASEAN地域における知的財産分野での協力を重要視していることの現れではないでしょうか。また今回、特技懇誌でASEAN特集が組まれたのもこのような流れの中でのものと感じます。

一般的に、先進国等が行う途上国への支援には国際益と国益という2つの側面があると考えられています。国際益とは、途上国の自立的経済発展を通じて国際社会の平和と発展に貢献するという利他的な観点からのアプローチであり、国益とは、途上国への支援を自国の利益に繋げるという利己的な観点からのアプローチを意味します。

日本国政府がASEAN地域を重視する理由も国際益と国益という2つの側面から考えることができると思います。日本国政府がASEAN地域という特定の地域に重点を置いた理由には、ASEAN各国における知的財産制度の整備等による自立的経済発展を通じて国際社会全体の平和と発展に貢献したいという強い想いに加え、この地域が日本企業から将来の有望市場として非常に期待されていることにあると考えるのが自然ではないでしょうか。

国家が国益に基づいて特定の国や地域に重点を置いた政策を進めることには何ら問題はありませんが、これが180カ国以上の加盟国によって活動方針が決定される国連機関となると話は違ってきます。WIPOにおいても、一人当たりの国民所得などといった客観的な基準に基づいて特定の

国を優遇する施策¹¹⁾は講じられていますが、中立性が求められる国際機関としては、特定の国や地域を他より重点を置くということはありません。もちろん協力等を行う際に当該国や地域の事情、ニーズを踏まえて行うことはありますが、だからといって特定の国や地域を優先的に扱うということではありません。国益に相当する判断基準ではなく、国際益のために活動するWIPOが、特定の国や地域に重点を置くことについて全加盟国から同意を得ることは非常に難しいと思われます。したがって、「ASEAN地域に対するWIPOの取り組み」といったASEAN地域にことさら重点を置くようなものは存在しません。しかし、このことはWIPOがASEAN地域において何ら取り組みを行っていないということを意味するものではありません。

WIPOには、開発セクター (Development Sector) の下にアフリカ部、アラブ部、アジア太平洋地域部、ラテンアメリカ・カリブ部という4つの地域部 (Regional Bureau) があり¹²⁾、WIPOの他の部署と連携しながら、それぞれの地域における支援事業を実施しています。支援事業は、(1) 国家知的財産・イノベーション戦略の策定、(2) 各国の実情に即した開発に資するルール作り、(3) イノベーションを促進するためのインフラの整備及び、(4) 知的財産を経済発展に活用するための能力開発に重点が置かれています。

ASEAN地域はアジア太平洋地域部 (Asia and Pacific Bureau : ASPAC) が担当する地域に含まれています。ASPACが担当する地域には、我々が「アジア太平洋州」という言葉から思い浮かべる範囲よりもはるかに広い、東はハワイの南に位置するキリバスから西はイランまでの41カ国が含まれています¹³⁾。この41カ国から日本、オーストラリア、ニュージーランドを除いた38カ国が技術支援の対象となっています。ASPACが行う技術支援には、(1) 知的財産政策や知的財産戦略の策定に関する支援、(2) イノベーションや技術移転の促進、(3) ライセンシング等を通じた知的財産の活用の促進、(4) 著作権等の経済的価値を高めるための支援、(4) 知的財産の戦略的な商業的活用の促進、(5) 知的財産庁のIT化を含めた知的財産に関するシステムの近代化、(6) 普及啓蒙活動の促進、(7) WIPOが運営する各種制度 (PCT、マドリッド制度など) のプロモーションなどがあります¹⁴⁾。ASPACが行う技術支援は知的財産庁職員を対象とした審査実務に関するものが多く、支援手法としてはセミナーやワークショップなどが最も多

11) 例えば、PCT制度においては、一人当たりの国民所得が3,000米ドルを下回る国の国民であり、かつ、当該国に住所を有する自然人である出願人は、国際出願手数料を含む特定の手数料の90%が減額される。

12) WIPOには4つの地域部に加えて、後発開発途上国のそれぞれのニーズにきめ細かく対応した技術協力を実施するための後発開発途上国部 (The Least Developed Countries Division) もある。

13) http://www.wipo.int/aspac/en/country_profiles.html

14) <http://www.wipo.int/aspac/en>

く用いられており、これに招聘研修が続いています¹⁵⁾。

表1¹⁶⁾はASPACが実施した技術支援の回数を受益国別に示したものです。表1のASEAN加盟国(インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス)に注目してみると、ASPACがASEAN加盟国に対して多くの支援事業を実施していることが分かります。前述したように、WIPOがASEAN地域を特に意識して支援事業を実施している事実はありませんが、これまでの支援事業の実績からは、WIPOがASEAN地域に対する支援に積極的に取り組んでいることが読み取れます。つまり、WIPOの支援事業に対する方向性と、ASEAN地域への支援を重視した日本国政府の政策の方向性とは結果として一致しているということが出来ます。したがって、ASEAN地域への支援という領域において、WIPOと日本国政府は協力関係を築くことが可能で、実際に両者は強固な協力体制を構築しています。次の章では、ジャパンファンドという仕組みを利

用して、日本国特許庁、WIPO本部、WJOが協働してASEAN地域を含むアジア太平洋地域における途上国支援事業を推進している様子を紹介します。

5. WIPO ジャパン・トラスト・ファンド

途上国の経済発展には知的財産に関する基盤の整備が必要であるとの認識の下、日本国政府はWIPOに対して途上国への技術協力及び能力構築のための任意拠出金を長年にわたって支出しています。1987年に産業財産権の分野でアジア太平洋地域を対象とした任意拠出金が創設され¹⁷⁾、1993年には著作権分野でアジア太平洋地域を対象とした任意拠出金も創設されました。そして、2008年にはアフリカ・後発開発途上国を対象とした任意拠出金も創設されています。WIPOでは、これらの拠出金を基に信託基金「WIPO ジャパン・トラスト・ファンド」を設立しています。

信託基金は、知的財産庁の近代化、公衆啓発・教育活動、大学と産業界の連携促進、中小企業による知的財産の有効利用から、著作権及び著作隣接権の集中管理、産業財産権と著作権及び著作隣接権の効果的な執行まで、多岐の分野にわたる総合的なプログラムを実行するために活用されています。日本の任意拠出金額は加盟国の中で群を抜いており、WIPOの拠出金事業における最大の貢献国となっています¹⁸⁾。

以下では、ASEAN地域をカバーするASPACが実施している支援事業への貢献が高く、かつ、WJOも深く関与している産業財産権の分野でアジア太平洋地域を対象とした任意拠出金(以下、「ジャパンファンド」と表記する。)に焦点を当てて、ジャパンファンドを活用した技術支援等について紹介していきます。

5.1 ジャパンファンドの仕組み¹⁹⁾

日本国政府が任意拠出金²⁰⁾を支出し、WIPOが途上国支援事業を実施するというのがジャパンファンドの基本的な仕組みです。もう少し具体的に説明すると、日本国特許庁は任意拠出金の支出に関するマネジメントを行い、WIPOのASPACはジャパンファンドによる途上国支援事業を統括し、東京にオフィスを構えるWJOは当該支援事業の実

表1 技術支援実施回数(受益国別)

受益国	技術支援実施回数		受益国	技術支援実施回数	
	2013年*	2012年		2013年*	2012年
アフガニスタン	1	5	ミャンマー	17	14
バングラデシュ	14	19	ナウル	0	0
ブータン	9	9	ネパール	6	14
ブルネイ	11	14	ニウエ	0	0
カンボジア	19	27	パキスタン	19	33
中国	24	41	パラオ	0	0
クック諸島	0	0	ババニューギニア	3	8
北朝鮮	2	4	フィリピン	17	50
フィジー	4	5	韓国	12	23
インド	24	41	サモア	0	4
インドネシア	21	44	シンガポール	11	15
イラン	6	15	ソロモン諸島	1	1
キリバス	0	1	スリランカ	16	23
ラオス	10	20	タイ	21	39
マレーシア	16	31	東ティモール	N/A	N/A
モルディヴ	2	3	トンガ	1	1
マーシャル諸島	0	0	トゥヴァル	0	1
ミクロネシア連邦	0	0	ヴァヌアツ	1	2
モンゴル	8	15	ベトナム	18	41

※9月24日時点

15) ワシントンコア『各国の開発途上国に対する人材育成支援活動に関する調査研究』,2013,pp.16-19

16) WIPOの技術支援に関するデータベース (<http://www.wipo.int/tad/en>) を基に筆者らが作成。

17) 「THE FIRST TWENTY YEARS OF THE JAPAN FUNDS-IN-TRUST FOR INDUSTRIAL PROPERTY AT WIPO (1987-2007)」には産業財産権の分野でアジア太平洋地域を対象とした任意拠出金の20年史が紹介されている。上記文書はhttp://www.wipo.int/export/sites/www/about-wipo/en/offices/japan/pdf/fit_ip.pdfからダウンロード可能。

18) WIPO 文書 PBC/21/8

19) 前記したように、ここでは「ジャパンファンド」は産業財産権の分野でアジア太平洋地域を対象とした任意拠出金を特に意味するものとして用いている。

20) 2013年度は、年額433万スイス・フラン(約4億6千万円(1スイス・フラン=107円で計算))

施にも深く関与しています。また、日本国特許庁は、任意拠出金の支出に関与するだけでなく、研修生等の受け入れや講師の派遣などを通じて、ジャパンファンドによる途上国支援事業の円滑な実施にも大きく貢献してくれています。なお、WJOは東京にオフィスを構えていることから、ASPACに属していると勘違いされることがありますが、WJOは、シンガポール事務所及びブラジル事務所と共に、ASPACが属している開発セクター（Development Sector）ではなく、グローバル・インフラストラクチャー・セクター（Global Infrastructure Sector）に属しています。図1はジャパンファンドの仕組みを図解したものです。このように、ジャパンファンドという仕組みを利用して、日本国特許庁、WIPO本部、WJOが協働してアジア太平洋地域における途上国支援事業を推進しています。

5.2 ジャパンファンドの概要

ジャパンファンド支援事業は、①知的財産政策・戦略の策定、②知的財産法令の整備、③知的財産庁等の組織基盤の強化、④人材能力の向上を成果目標としています。これはWIPOにおける途上国協力の方向性と一致するものです。ジャパンファンドの対象地域は国連アジア太平洋経済社会委員会（United Nations Economic and Social Commission for Asia and the Pacific：ESCAP）の域内加盟国49カ国となっています。この49カ国には中央アジア諸国なども含まれているため、前述したASPACが担当する地域とジャ

パンファンドの対象地域は若干異なっています。

ジャパンファンド支援事業の方針の決定は評価・計画会合においてなされます。この評価・計画会合は、直前年度の事業実績と次年度の事業計画についてWIPOと日本国政府との間で協議するための年次会合です。事業計画の策定・実施・評価といった具体的な作業はASPACが担当しています。

支援事業は多分野わたり、専門家派遣²¹⁾、国内外における各種セミナーやワークショップ²²⁾の開催、短期招聘研修、長期フェローシップ・プログラム、国家知的財産戦略・政策策定のための日本視察支援、書面の電子化及びデータ収集プロジェクト、国家イノベーション政策策定における知的財産の統合プロジェクト、WIPOが推進するプ

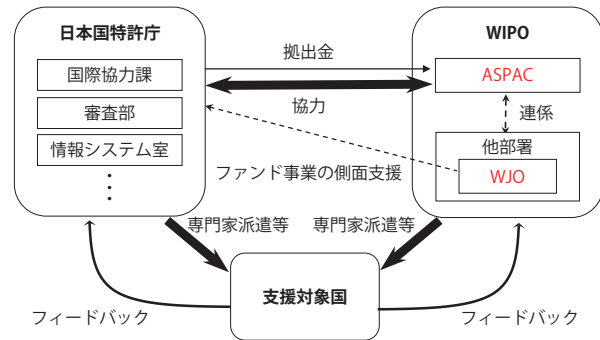


図1 ジャパンファンドの仕組み

ジャパンファンド支援事業で活躍するWIPO職員（その1）

ASPACにおいてジャパンファンドの計画官として、①事業計画の策定、②事業の実施、③事業評価をWIPO及び日本国特許庁国際協力課をはじめとする職員の皆さんと協働して実施しています。具体的業務として、事業計画の策定においてはWIPO及び日本国特許庁からの候補案件の取り纏めを行った上で翌年度採択案件について精査を行い、アジア・大洋州地域における日本国特許庁の援助戦略及びWIPOにおける政策課題それぞれの要件を満たす事業計画を策定するために日本国特許庁と年次評価計画会合の場で合意を目指し協議を行います。事業計画の実施においては、ASPAC、WJOの同僚及びアジア・大洋州各国知的財産庁の担当者と事業計画に盛り込まれた各種セミナーやワークショップ等の事業を年度を通じて実施します。事業評価については、各国の参加者からのフィードバック等をもとに年度末を以て評価報告書を作成し、WIPO関係部局並びにドナーである日本国特許庁に報告を行います。WIPOの開発援助分野における近年の大きな潮流としては、実施した事業が受益国に対してどれだけ効果的に裨益したかについての事業評価が重視されるようになってきており、担当官としてこれまで以上に効果的な事業案件の策定及び実施を心掛けています。平成25年度は、ジャパンファンド予算が433万スイス・フランと大幅に増額され、これまで以上に多くの新規事業を実施することとなり、日本国特許庁から派遣されている我々としても今まで以上にやりがいのある環境で仕事をさせていただけていますと感じています。



事業計画の策定・実行・評価を総括する坂野計画官（日本国特許庁からの国際派遣者）

21) 分野は、知的財産法制度、審査実務、手続運用、情報システムなど多岐にわたる。

22) セミナーやワークショップのテーマは、知的財産紛争の仲裁、ヘグ協定ジュネーブ条約への加盟、実用新案制度の効果的活用、他庁の特許審査結果の効果的活用のためのITインフラ整備、国内段階におけるPCTサーチラポート等の効果的活用、他庁の特許審査結果の活用、模倣品の悪影響に関する普及啓発、PCT制度の効果的活用及び国際的なワークシェアリング、特許分類の効果的活用、商標分類、イノベーション支援のための営業秘密の保護及びノウハウ、知財統計データの効果的活用など多岐にわたる。

ジャパンファンド支援事業で活躍するWIPO職員（その2）

WIPOジャパンファンド事業として、主にアジア太平洋地域の国の知的財産庁職員等を対象に開催する研修やワークショップの準備を担当しています。例えば、東京で開催する2週間の研修では、各国から20名程度の審査官を招聘し、日本国特許庁の審査官の皆さんに協力していただきOJTも交えながら審査の実務を学んでもらいます。私はその際に、研修受け入れ先である日本国特許庁や、WIPO内の各部署と相談しながらプログラムや資料の作成、各国からの研修生の招聘手続、研修後のフォローアップ等を行っています。また、ワークショップでは、同様にプログラム準備や参加者の招聘手続を行う他、専門家として招くスピーカーや開催国担当者との調整などを行っています。その他、長期フェローシップ・プログラムや、知財関連書籍の供与、WIPO出版物の現地語翻訳等の支援事業を担当しています。翻訳支援事業では、WJOが模倣品対策漫画コンテストを開催し作成した「HONMONO」を、ASEAN各国の現地語に翻訳し配布するプロジェクトが進行中です。



主に研修の実施を担当する矢澤計画官補佐
(日本国特許庁からの国際派遣者)

ジャパンファンド支援事業で活躍するWIPO職員（その3）

私は、WIPOでは、商標・意匠部門に属するハーグ登録部法務室というところで、准法務官として勤務しています。当室の主な業務は、意匠の国際登録に関する条約である「ハーグ協定」の下構築された「ハーグ制度」の健全な運営と将来の発展のために、条約に付属する規則や実施細則の改正の検討や準備、同協定への加入の検討・準備を進めている国に対する国内法整備のための支援等を行うことです。ASEAN諸国もまた、「ASEAN知的財産権行動計画2011-2015」に基づき、2015年までのハーグ協定への加入を目指して準備を進めているところですが、私は、同室においては特にASEAN地域の担当として、ASEAN各国に対し、ハーグ協定との整合性の観点から各国の現行法あるいは改正法案の分析とこれに基づくリーガルアドバイスを行ったり、各国の条約に対する正しい理解と履行を促進するための情報提供等を行っています。



ハーグ制度を担当する吉田准法務官（日本国特許庁からの国際派遣者）

プロジェクトをつうじた支援、知的財産ビジネスの成功事例研究、知的財産法制度等に関する調査、WIPO出版物や知的財産関連文書の現地語翻訳・出版・作成、知的財産庁のインフラ強化、大学等への知的財産関連書籍の供与などがあります。

これらの支援事業のほとんどは、前述したように、ASEAN地域のみを対象としたものではありませんが、多くの支援事業において、ASEAN各国が支援対象国に含まれています。次の節では、WJOが関与している支援事業のうち、ASEAN地域との関連も深い支援事業のいくつかについて具体的な内容を紹介いたします。

5.3 ジャパンファンドによる支援事業例

(1) 国家知的財産戦略・政策策定のための日本視察支援

日本国特許庁の協力のもと、WIPOは、日本の知的財産戦略等に関する知見を深め、ミャンマーにおける知的財産法整備等に役立てもらうために、ミャンマー調査団の日本視察を支援しました。ASPACがミャンマー政府と連絡を取りながら日本視察支援事業がミャンマーのニーズに合致するように全体をコーディネートし、日本国特許庁が訪問

先との調整などを行い、WJOは東京にオフィスがある点を生かして調査団の日本での活動が円滑に行われるよう、調査団に同行するなどといった実施段階での支援を行いました。調査団は、平成25年5月27日から30日の4日間に、内閣官房知的財産戦略推進事務局、日本知的財産協会、特許庁、発明推進協会、東京大学TLO、文化庁、日本企業、日本弁理士会、知的財産高等裁判所、日本音楽著作権協会などを訪問し、日本の知的財産戦略等に関する知識を精力的に吸収していました。日本国特許庁、WIPO本部、WJO



知的財産戦略推進事務局を訪問中のミャンマー調査団

の連携が日本視察支援をより効果的かつ魅力的なものとしてしています。

また、日本国特許庁の協力のもと、WIPOは、日本の知的財産戦略等に関する知見を深め、カンボジアにおける知的財産法整備等に役立てもらうために、商業省副大臣を団長とするカンボジア調査団の日本視察も支援しました。ASPACがカンボジア政府と連絡を取りながら日本視察支援事業がカンボジアのニーズに合致するように全体をコーディネートし、日本国特許庁が訪問先政府機関等との調整などを行い、WJOは訪問先企業や大学との調整を行いました。調査団は、平成25年10月29日から11月1日の4日間に、内閣官房知的財産戦略推進事務局、特許庁、日本特許情報機構、発明推進協会、工業所有権情報・研修館、文化庁、青山学院大学、日本企業、WJOなどを訪問し、日本の知的財産戦略等について積極的に知識を吸収していました。WJOはカンボジア調査団の全行程に同行し、調査団が日本で円滑に活動できるよう支援を行いました。



WJOを訪れたカンボジア調査団

(2) ワークショップ・研修

平成24年9月6日から2日間にわたって、ASEAN各国知財庁のIT担当上級職員を対象に、途上国における特許審査環境改善の観点から、他庁の特許審査結果の共有のためのITインフラの整備について理解を深めるとともに、



ワークショップの集合写真 (平成24年9月)

各知財庁のIT化の現状や課題等を出席者間で認識・共有することを目的としたワークショップが開催されました。日本国特許庁の協力のもと、WIPOはこのワークショップを主催するとともに、本部と日本事務所の両方から職員を派遣し、ワークシェアリングを実現するための技術基盤についての講演を行うとともに、コーディネーターを務めました。

また、平成25年2月27日から3月1日にかけて、途上国における特許審査能力向上の観点から、アジア・アフリカ地域の特許審査官を対象に、PCT国際調査報告書(ISR)、国際予備審査報告書(IPER)を国内審査に活用する手法について理解を深めるとともに、調査報告書の作成方法及び国内段階の審査実務について、出席者間で情報共有を図ることを目的としたワークショップが開催されました。15参加国のうち、7カ国はASEAN加盟国でした。日本国特許庁の協力のもと、WIPOはこのワークショップを主催するとともに、本部と日本事務所の両方から講師を派遣し、PCTの概要やPATENTSCOPEに関する講演を行うとともに、コーディネーターを務めました。当該ワークショップでは、事例を用いた演習も行い、より実践的な内容でした。



ワークショップにおける演習風景 (平成25年2月)

さらに、平成25年10月28日から11月8日にかけて、知的財産制度に関するシステムの情報化を推進する上で必要な事項について理解を深め、途上国の情報化・機械化担当者の専門能力を高めるため、情報化をテーマにした研修を実施しました。16参加国のうち、8カ国はASEAN加盟国でした。日本国特許庁の協力のもと、WIPOはこの研修を主催するとともに、本部から講師を派遣し、WIPOインフラ近代化サービスやIP文書電子化ツールとしてのWIPOスキャンシステムの概要などについて講演を行いました。WJOからは開会式と修了式にスピーカーを派遣し、WIPOの提供する知財サービスやWJOの活動について紹介しました。

先ほど、WIPOの支援事業に対する方向性と、ASEAN地域への支援を重視した日本国政府の政策の方向性とは結果

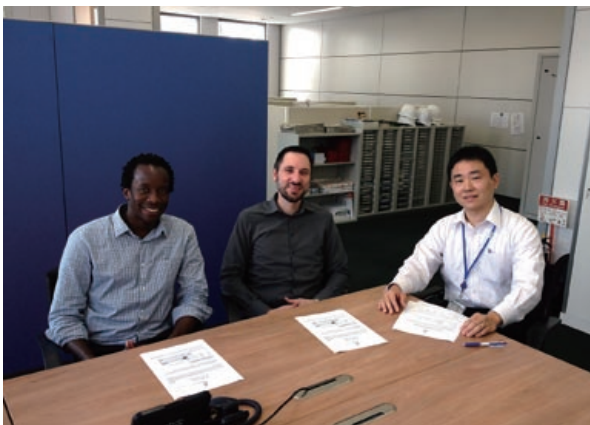


閉会式でスピーチを行う筆者(夏目)(平成25年11月)

として一致していると述べましたが、上記のようなワークショップ・研修は、まさに、ASEAN地域への支援という領域において、WIPOと日本国特許庁が上手く協力関係を築いていることを示す好事例ではないでしょうか。今後も、同様のワークショップ・研修が逐次開催される予定であり、WJOとしても積極的に関与していきたいと考えています。

(3) 知的財産ビジネスの成功事例研究

WJOはIP Advantage²³⁾というデータベースを整備しています。このIP Advantageは、世界中の発明家、クリエイター、起業家および研究者が、どのように知的財産を活用して、自分たちの成果物を他と差別化し、競争力を得て、自らのビジネスおよび地域社会の発展に貢献しているかについて焦点をあてて書かれた事例を集積したデータベースであり、2013年10月時点で、世界75カ国から集めた184件の事例が収録されています。今後、ASEAN各国から収集した事例をもとに冊子を作成する予定です。



IP Advantageのプロモーションに関する打ち合わせ風景。左からアマリ研究員、アッシャー研究員、筆者(岡本)。両研究員はIP Advantageの事例を作成するライターとしての役割も担っている。

6. おわりに

本稿を通じて、日本国政府の一員としての日本国特許庁のASEAN地域に対する考え方と、国際機関の一員であるWIPOのASEAN地域に対する考え方は異なっているものの、両者が目指す方向は一致しており、両者はジャパンファンドという仕組みを通じて強固な協力関係を構築していることをご理解いただけたならば幸いです。知的財産の分野で重要な役割を果たしている日本国特許庁とWIPOの両機関が良きパートナーとして今後も様々な分野で協力を深めていくことを世界は期待しているのではないのでしょうか。日本国特許庁とWIPOとの架け橋として、WJOは今後も積極的に各種の支援事業等に関与していきたいと思えます。

profile

夏目 健一郎 (なつめ けんいちろう)

WIPO日本事務所 所長

特許庁入庁後、審査官(映像機器、情報処理)及び審判官を歴任。また、カリフォルニア工科大学、国際課、技術調査課、調整課審査基準室、外務省経済局、在ジュネーブ日本国政府代表部等を経て、平成24年1月から現職。

profile

岡本 正紀 (おかもと まさき)

WIPO日本事務所 カウンセラー

平成13年4月特許庁入庁(審査第四部伝送システム)、審査官(映像システム、情報記録)、調整課品質監理室、経済産業省製造産業局模倣品対策・通商室、文部科学省在外研究員等を経て、平成25年8月から現職。

23) <http://www.wipo.int/ipadvantage/en/>